

法科大学院関連法の改正に係る 省令・告示の制定・改正（概要）

1. 定員管理

○ 法科大学院の定員増減を認可事項化

・学校教育法施行令（政令）

・学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による文部科学大臣が定めることとされた分野（文科省告示・新規）

①大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

○ 入学定員の総数の上限を令和元年度の入学定員（2, 253 人）と規定（10 年期限）

・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（文科省告示）

2. 法曹養成連携協定

○ 特別な選抜による法曹コースから法科大学院への入学者の上限を入学定員の1/2と規定。（未修者・社会人を含む法曹コース以外の入学者の枠を確保）

②法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（新規）

○ 法曹養成連携協定の大臣認定に必要な事項（早期卒業の認定に関する学内規定の整備など）を規定

②法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（新規）

3. 教育の充実

- 法科大学院修了に必要な単位数を4つの科目群(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)ごとに規定。うち展開・先端科目について、司法試験の選択科目に当たる科目4単位を必修として規定。

※ 法務省令にて、当該規定を引用し、在学中受験に必要な単位数を規定。

③専門職大学院設置基準(省令)

・専門職大学院に関し必要な事項について定める件(告示)

- 入学者選抜、成績評価・修了認定の厳格化に関する規定や、修了に必要な科目やその単位数の規定、「論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮」する義務規定など、教育内容の充実に係る規定を追加。

③専門職大学院設置基準(省令)

- 既修者認定試験等により法科大学院入学後に修得したものとみなす単位数の緩和(30→46単位)や、年間の履修単位数の上限の増加(36→44単位)

③専門職大学院設置基準(省令)

- 法律改正や設置基準改正を踏まえた認証評価の観点の見直し

・学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 ※学校教育法改正を踏まえた改正と合わせて改正

4. 飛び入学

- 大学院への飛び入学の判断材料として既修者認定試験を追加

④学校教育法施行規則(省令)

【施行日】1. は令和3年4月1日(令和2年3月からの認可申請から対応)、2. 4. は令和2年4月1日、3. のうち設置基準は令和2年4月1日から順次、認証評価細目省令は令和4年4月1日。